

いじめ対応マニュアル

長野県松川高等学校

I いじめ問題の理解

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（文部科学省 平成19年1月）（平成25年 6 月 いじめ防止対策推進法）

2 基本認識

- 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」
 - ・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
 - ・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
- 「いじめは人として絶対許されない」
 - ・ 人権や生命に関わる重大な問題である。

3 いじめの態様

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

(1) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(2) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

4 いじめの背景

(1) いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

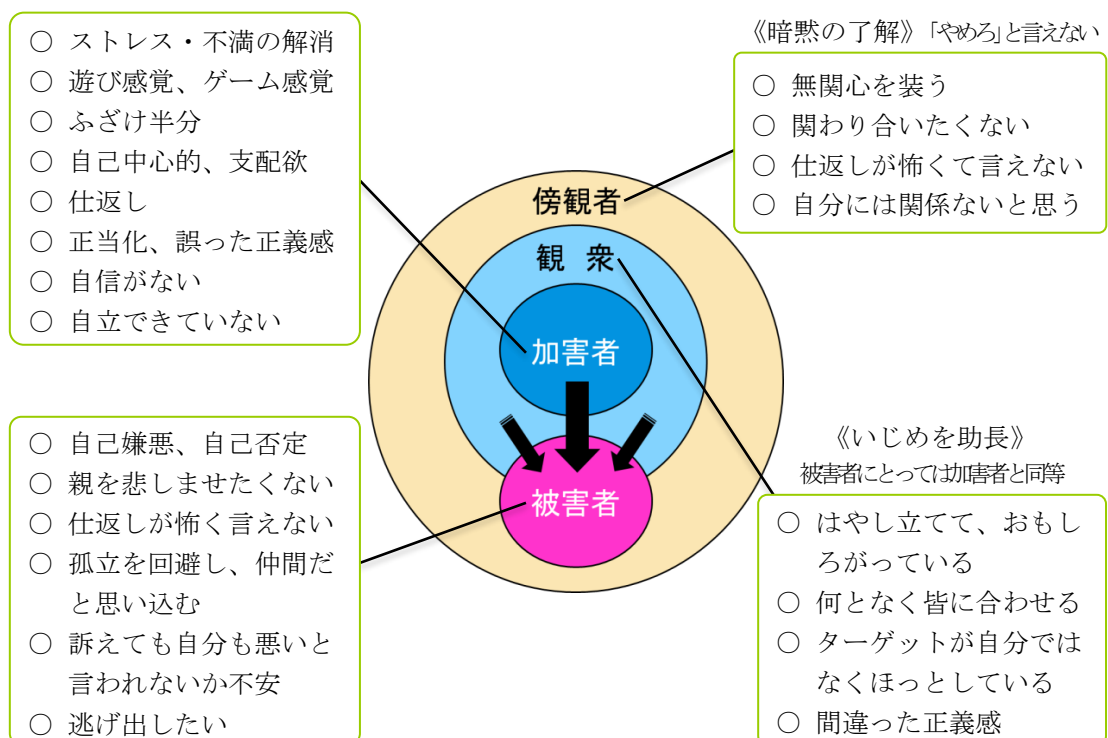
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。 など

(2) いじめの構造



Ⅱ いじめ問題への取組

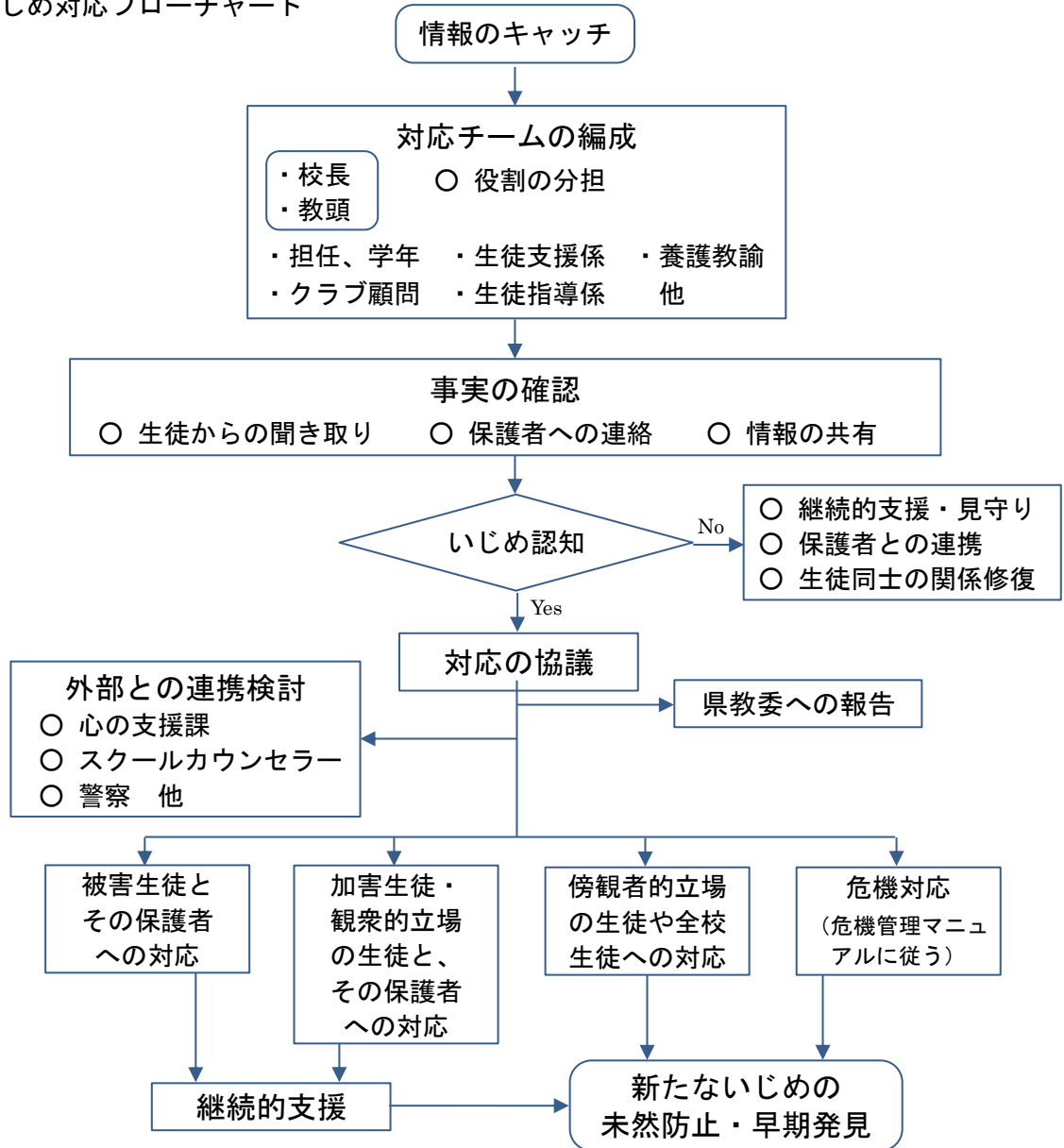
1 いじめの未然防止

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知
 - 学級・学習集団の育成
 - 生徒会活動の活性化
 - 生徒・保護者向け情報の積極的な発信
- (2) 生徒との信頼関係の構築
 - 受容的態度と迅速な対応
 - 守秘義務の順守
 - 初期サインの見取り
- (3) 生徒理解に基づいた指導
 - 個別チェックシート【生徒】・同【保護者】の活用
 - 組織的な取り組み
 - コミュニケーション能力や自己有用感を高める指導
- (4) 職員研修の充実
 - 生徒理解に関する研修
 - 生徒指導スキルや教育相談スキルの向上
 - 組織や取り組みの定期的な点検

2 いじめの早期発見

- (1) 実態把握
 - 個別チェックシート【生徒】・同【保護者】の活用
 - 初期サインの見取り
 - 保護者・地域からの情報把握
- (2) 教育相談体制の整備
 - 面接週間の設定
 - 学年（学級担任）と生徒支援係との緊密化
 - 校内外の相談窓口の周知
- (3) 保護者との連携
 - 個別チェックシート【保護者】の活用
 - 保護者懇談会の設定
 - 保護者向け情報の積極的な発信

3 いじめ対応フローチャート



4 いじめ対応の基本

● 「一人で抱え込まず、組織で対応」

- ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、報告・連絡・相談。
- ・ 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
- ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・ 情報提供者の秘密を厳守する。

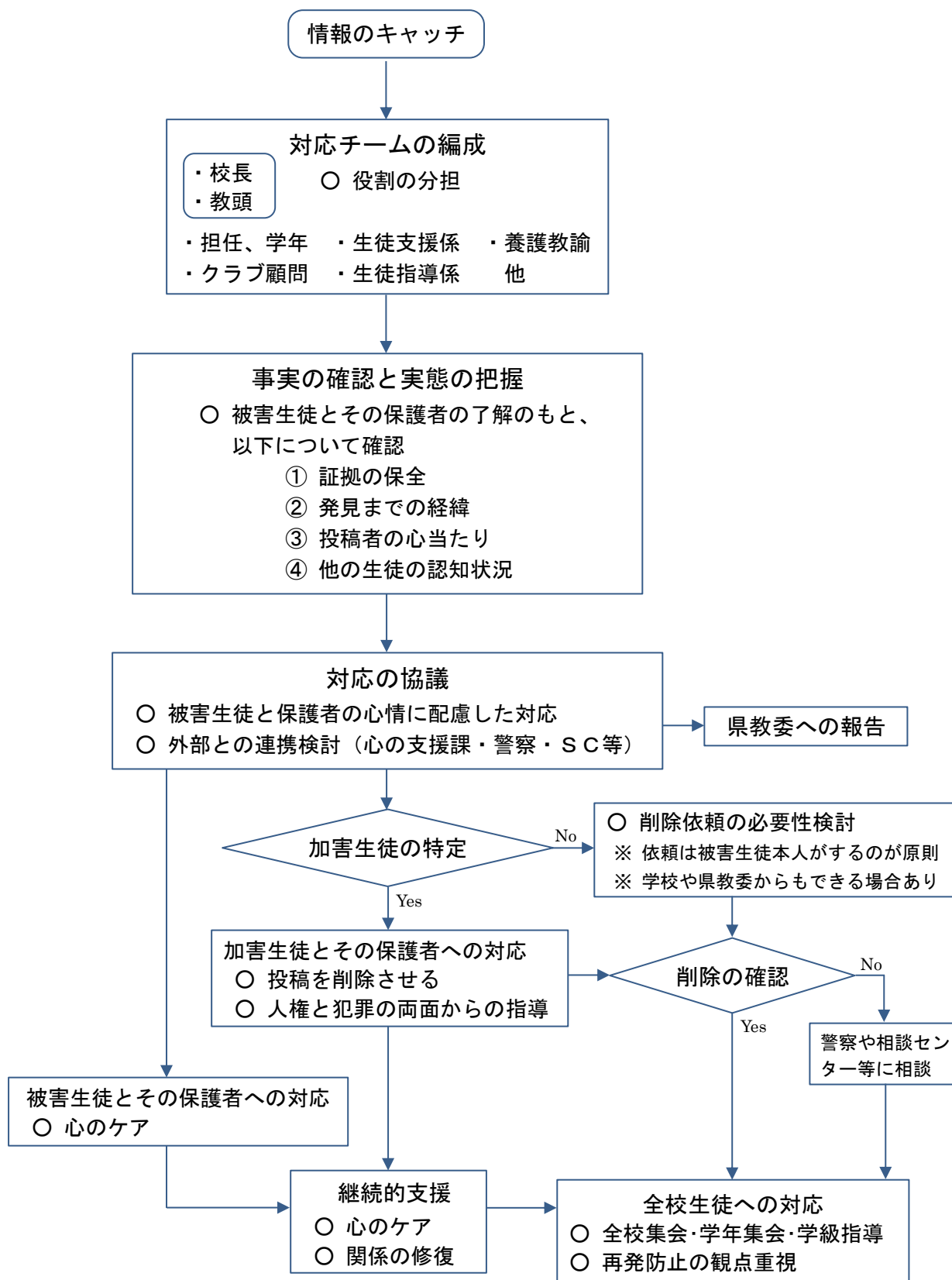
● 「被害生徒を守り通す」

- ・ 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。

● 「いじめは絶対許さない」

- ・ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

5 「ネットいじめ」対応フローチャート



6 ネットいじめ対応について

(1) 削除依頼について

① 証拠の保全・記録

- 発見日時、発見の経緯
- ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存

印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

② 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
 - 加害生徒が特定できない場合
 - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。
 - 削除依頼の手順
 - 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
 - 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 - 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 - 4 削除されない場合、専用の相談窓口相談する。
- ※ 緊急案件は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援課に相談する。
- 削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : <http://～> スレッド : <http://～> 書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

(2) 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
- 長野県教育委員会心の支援課 026-235-7436